平成２１年（フ）第６８号
沖縄県石垣市字登野城915番地の３　マンションヨネックス103号室
債務者　宮國みどり（旧姓大泊）
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６９号
沖縄県石垣市字大浜1349番地の26
債務者　友寄　民子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第２３５号
長野県上田市真田町傍陽8227番地
債務者　三井　京子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第３７７号
兵庫県明石市魚住町西岡2243―２　１棟505号
債務者　髙松　龍一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
神戸市西区神出町広谷字中通555―17、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町西岡2243―１１棟505
債務者　髙松　伸広
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１１号
神戸市西区糀台４丁目16―６―403―305、旧店舗神戸市西区櫨谷町福谷767―２
債務者　韋駄天ことエステヴィヴィこと　江原　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１２号
兵庫県明石市硯町１丁目７―35―405
債務者　向田　優美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１５号
神戸市西区大津和２丁目10―６タウンハウス伊川谷７Ａ―５号
債務者　結城親則こと　朴　　泳沢
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４１９号
神戸市西区学園西町７丁目３―709―503
債務者　武内　直哉
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
兵庫県明石市藤江1809藤が丘荘２Ｆ南号室
債務者　馬場　留美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４２号
兵庫県明石市大久保町西島130―11
債務者　小柳　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４４３号
兵庫県明石市上ノ丸１丁目14―24二星文化、旧住所兵庫県豊岡市城崎町湯島1011
債務者　大川内朝子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４８４号
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南３丁目１番18号
債務者　巽　　容子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４６号
奈良県天理市庵治町449―10、住民票上の住所奈良県天理市岸田町565番地27
債務者　小浦　純一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７４８号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ13―401号
債務者　中島　淳子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
山口県下関市楠乃５丁目６番25号　サンビレッジ楠乃Ｃ―102号
債務者　安永　　崇
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６４号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙479番地２
債務者　永岡　　淳
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部